

# 第8次埼玉県地域保健医療計画への位置付けに伴う記載更新点について

埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の第8次埼玉県地域保健医療計画への位置付けに伴い、関係各課に照会の上、一部の記載を更新予定。

## 記載更新点：第8次計画策定調書(アレルギー疾患対策)本文案 8ページ目

- (1) 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進  
イ 生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

NO.	更新前(県指針[第2版])	更新後(保健医療計画位置付け後)	主な取組課
1	ア. 大気環境基準の確保 [主な取組] ○ 自動車排出ガス対策として、埼玉県生活環境保全条例に基づき粒子状物質(PM)排出基準に適合しないディーゼル車の運行規制や、 <b>アイドリング・ストップを指導します。</b>	b 自動車排出ガス対策として、埼玉県生活環境保全条例に基づき粒子状物質(PM)排出基準に適合しないディーゼル車の運行規制を <b>するとともに市町村と連携してアイドリング・ストップを推進します。</b>	大気環境課
2	イ. 花粉症対策 [主な取組] ○ 花粉が <b>少なく、初期成長に優れた</b> スギ苗木等の植栽を進め、花粉の飛散量軽減を目指します。	b <b>適切な時期に皆伐を行い、花粉が少ない</b> スギ苗木等の植栽を進め、花粉の飛散量軽減を目指します。	森づくり課
3	ウ. 受動喫煙の防止 <b>たばこの煙は気管支ぜん息の発症や悪化に影響することから、健康増進法に基づき、受動喫煙が生じない環境づくりを支援します。</b>	<b>健康増進法に基づき、受動喫煙が生じない環境づくりを推進し、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図ります。</b>	健康長寿課